

## 静岡市森林環境アドプト実行委員会規約

### (名称)

第1条 この会は、静岡市森林環境アドプト実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 委員会は、森林環境アドプト事業を実施し、森林の公益的機能の将来に渡る持続的な維持、向上及び森林所有者の林業経営の自立化に繋げることを目的とする。

### (事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 森林環境アドプト事業の実施準備
- (2) 森林環境アドプト事業の実施及び運営
- (3) 前2号に掲げるもののほか、森林環境アドプト事業の推進に関し必要な事業

### (構成)

第4条 委員会は、次に掲げる法人又は団体をもって組織する。

- (1) 静岡市森林組合
- (2) 井川森林組合
- (3) 清水森林組合
- (4) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第24条の規定により静岡県知事から静岡県地域地球温暖化防止活動推進センターとして指定を受けた法人
- (5) 静岡市

### (組織)

第5条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会長等)

第6条 委員会に会長1人、副会長1人及び監事1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長及び監事は、会長が委員会の同意を得て選任する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 監事は、会計状況を監査する。

### (会議)

- 第7条 委員会の会議は、会長が招集し、議長を務める。
- 2 委員会の会議は、委員会に関する重要事項を審議決定する。
  - 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、発言させることができる。
  - 4 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
  - 5 委員会の議事は、委員の過半数の賛成で決する。

(会計)

- 第8条 委員会の収入は、寄附金その他の収入による。
- 2 委員会の支出は、森林整備費その他の森林環境アドプト事業の実施及び運営に要する経費とする。
  - 3 委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

- 第9条 委員会の事務局は、静岡市環境局G X推進課に置く。

(解散)

- 第10条 委員会は、その目的が達成されたとき、又は委員会の会議において解散の決議があつたときに解散する。
- 2 委員会が解散する場合における残余財産の処分については、委員会の会議において決定する。

(その他)

- 第11条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成23年4月28日から施行する。
- 2 この規約は、委員会が所掌事務の処理を完了した日限りでその効力を失う。
- 3 委員会の設立当初の会計年度は、第8条の規定にかかわらず、平成23年4月28日から平成24年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成26年5月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月13日から施行する。

## 附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する

別表（第5条関係）

| 委 員                 |
|---------------------|
| 静岡市森林組合代表理事組合長      |
| 井川森林組合代表理事組合長       |
| 清水森林組合代表理事組合長       |
| 静岡県地球温暖化防止活動推進センター長 |
| 静岡市環境局次長            |
| 静岡市経済局農林水産部長        |